

別記5 [新 R3. 10. 1～]

総合評価点算定基準（超簡易型 土木関係）

1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、以下すべてを満たす者について、次の算式により算定する。

- ①入札書が無効でない者
- ②予定価格の制限の範囲内の者（失格となった者を除く。）

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

2 価格点の算定方法

（1）価格点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = 85 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

〔小数点以下第4位を四捨五入〕

ただし、入札価格が低入札調査要領に定める低入札調査基準価格を下回り、失格価格以上（失格価格が設定されている場合に限る。）であった場合、価格点は低入札調査基準価格により算出される値と同値とする。

（2）入札価格は各入札者の入札金額とし、入札価格及び予定価格は、いずれも消費税を含まないものにより算定する。

3 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は15点満点とし、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）について、次の評価点算定基準に基づき算定した評価点の合計とする。

超簡易型総合評価落札方式（土木関係）評価点算定基準

【企業関係評価項目】

超簡易型一表 1

評価項目	配点	評価基準	評価点
① 企業工事成績評定 入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局）発注工事の種類別（とび・土工・コンクリート工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の <u>平均値</u> により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	4. 5点	80点以上	4. 5点
		65点を超え80点未満	(平均値-65) ×4.5/15点 〔小数点以下第4位四捨五入〕
		65点以下	0点
② 企業の施工実績 評価対象工事を元請けとして施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。 評価対象工事は、「4」の要件による。 ※「4」に要件を記入する。	1. 5点	5年以内の実績あり	1. 5点
		5年を超える実績あり	1. 0点
		実績なし	0点
③ 企業の優良工事の受賞 入札日の属する年度の前々年度及び前年度の群馬県優良建設工事表彰の受賞（特定建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。	1. 0点	知事表彰あり	1. 0点
		部長・所長表彰等あり	0. 5点
		なし	0点
④ 災害時等の地域貢献 入札日現在における、群馬県との間で災害応急対策業務に関する協定等の締結の有無、入札日の属する年度の前年度から過去3年間（特定家畜伝染病に関する要請に基づく場合は6年間）及び当該年度においては評価項目算定資料提出日までの間に、災害時の応急対策等、地方自治体が管理する社会資本の維持管理（県外含む、国除き）に関する緊急な出動及び特定家畜伝染病に関する県からの要請に基づく現地調査等の準備工若しくは防疫作業に関する出動の有無により評価する。 県外業者については、群馬県内の自治体に対しての緊急な出動に限る。	0. 4点	締結あり	0. 4点
		締結なし	0点
	0. 8点	地方自治体（県外を含む、国除き）への緊急な出動、あるいは特定家畜伝染病の防疫作業（準備を含む）に関する出動あり	0. 8点
		出動なし	0点
⑤ 災害時の基礎的事業継続計画策定の有無 国土交通省関東地方整備局が認定を実施している「建設会社における災害時の事業継続力認定」の有無により評価する。	0. 3点	認定あり	0. 3点
		認定なし	0点
⑥ 県内企業の下請活用 <u>1件100万円以上</u> の県内企業との1次下請負契約の金額が1次下請負契約の総額に占める割合により評価する。	0. 7点	下請負の80%以上の金額を県内企業が占める場合	0. 7点
		下請負の50%以上80%未満の金額を県内企業が占める場合	0. 4点
		上記以外	0点
⑦ 建設キャリアアップシステム活用の有無 当該工事において建設キャリアアップシステム活用の申告の有無により評価する。	0. 3点	活用の申告あり	0. 3点
		活用の申告なし	0点

小 計	9. 5点		
-----	-------	--	--

※⑥において「1次下請負の契約」とは、元請負者（落札者）が他の建設業者と締結する請負契約であり、建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。

※⑥において「1件100万円以上」とは、税込金額をいう。

※⑥において県内企業とは、建設業法に基づき許可を受けた本店が群馬県内にある建設業者をいう。

※⑥において元請負者（落札者）が県内企業であって、自社施工率が80%以上の場合の評価点は0. 7点とする。

【技術者関係評価項目】

超簡易型一表2

評価項目	配点	評価基準	評価点
⑧配置予定技術者工事成績評定 主任技術者又は監理技術者として携わった、入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局）発注工事の種類別（とび・土工・コンクリート工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の最高点により評価する。 対象となる評定点がない場合は、最高点を65点とみなす。	3. 5点	80点以上	3. 5点
		75点以上80点未満	2. 5点
		70点以上75点未満	1. 0点
		65点を超え70点未満	0. 5点
		65点以下	0点
⑨配置予定技術者の施工経験 評価対象工事を主任技術者又は監理技術者として施工した経験により評価する。 評価対象工事は、「4」の要件による。	1. 0点	5年以内の実績あり	1. 0点
		5年を超える実績あり	0. 5点
		経験なし	0点
⑩配置予定技術者の所有資格 資格の取得状況により評価する。	1. 0点	6－1に示す資格を取得し、かつCPDの取り組みあり	1. 0点
		6－1に示す資格を取得	0. 7点
		6－2に示す資格を取得	0. 3点
		なし	0点
小 計	5. 5点		
合 計	15. 0点		

4 価格以外の評価項目における評価対象工事は、次の条件に該当する工事とする。

平成27年4月1日から令和7年3月31日までに、群馬県内において完成引き渡しが完了した、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定される国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事種類が道路における「コンクリート構造物工事」のうち請負金額が25,000,000円以上の工事で、施工において交通規制「通行止」（全面通行止）を実施している工事。

5 評価項目算定資料については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてすることができる。この場合、配置予定技術者の施工経験等について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。

配置予定技術者の工事成績評定、施工経験及び所有資格の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。

- (2) 工事成績評定（企業項目①、技術者項目⑧）については、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに竣工した、とび・土木・コンクリート工事とする。

なお、上記の工事成績評定について、不明なものがある場合は、発注機関に確認することが

できる。

- (3) 企業の施工実績及び配置予定技術者の施工経験（企業項目②、技術者項目⑨）については、原則、過去10年間とする。
- (4) 企業の優良工事の受賞の「部長・所長表彰等」については、群馬県が執行した建設工事等の知事表彰を除く表彰すべてを対象とする。
- (5) 災害時等の地域貢献の緊急な出動には、管内一円業務及び除雪作業によるものも含む。ただし、管内一円業務及び除雪作業委託は県発注に限る。特定家畜伝染病に関する県からの要請に基づく現地調査等の準備工若しくは防疫作業に関する出動については、農業事務所長発行の証明書の写しを添付すること。
- (6) 災害時の基礎的事業継続計画策定については、国土交通省関東地方整備局が認定を実施している「建設会社における災害時の事業継続力認定」により評価する。該当する場合は認定書の写しを添付すること。
- (7) 建設キャリアアップシステム活用については、当該工事において建設キャリアアップシステムの活用の事前申告により評価する。活用の申告を行う場合は様式第14号を添付すること。なお、活用の申告を行いながら、実績として活用が履行されなかった際には工事成績評価により減点とする。
- (8) 配置予定技術者の所有資格において、評価の対象となるCPDは以下のものとする。
- ・（社）全国土木施工管理技士会
 - ・（社）日本技術士会
- 該当する場合は、各会が発行する証明書の写しを添付すること。
- この場合、証明書の証明日は、算定資料提出日より3ヶ月以内のものを有効とし、証明する期間は証明日から過去1年間とする。

6-1

ア 1級土木施工管理技士	
イ 1級建設機械施工技士	
ウ 技術士（以下の技術部門／選択科目のもの）	
技術部門	選択科目
建設	特になし
農業	農業土木
森林	森林土木
総合技術監理	建設
	農業－農業土木
	森林－森林土木

6-2

ア 2級土木施工管理技士	
イ 2級建設機械施工技士	